

## 東日本大震災で被災された安全性優良事業所「Gマーク事業所」に係る 更新事業所の手続きに関する特例措置について

このたびの東日本大震災で被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。

さて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)で実施している貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」において、このたびの東日本大震災で被災されました安全性優良事業所の更新対象事業所につきまして、今般、下記のとおり特例措置を講じることと致しました。

### 1. 対象事業所の範囲

以下の項目について、全てを満たす事業所が対象となります。

- ① 現在、安全性優良事業所の認定を受けていること。(平成23年度更新対象事業所であること。)
- ② 災害救助法の適用地域(東京都を除く。)に事業所を有し、かつ地方自治体からの罹災証明書の発行を受けているか又は所属の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(都道府県トラック協会)からの証明を受けていること。
- ③ 一定の事業経営が継続的に実施できること。

上記の他に、特例措置を講じる必要がある場合は、都度対応を諮ることとしております。詳細につきましては、全国実施機関にお問い合わせ下さい。

#### (参考) 災害救助法の適用地域

岩手県全域、宮城県全域、福島県全域

茨城県 全域(古河市、坂東市、結城市、五霞町、境町、八千代町を除く。)

青森県 八戸市、上北郡(おいらせ町)

栃木県 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡(益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)、塩谷郡(高根沢町)、那須郡(那須町、那珂川町)

千葉県 旭市、香取市、山武市、山武郡(九十九里町)、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

### 2. 申請受付期間の特例措置

上記1の対象範囲のうち、**岩手県、宮城県及び福島県**については、当初の受付期間である平成23年7月1日～7月14日までの2週間を下記のとおり2か月間に延長します。

**申請受付期間の特例措置：平成23年7月1日(金)～8月31日(水)までの2か月間**

なお、7月15日以降に申請受付を希望される場合は、所属の地方実施機関(トラック協会)に事前にご相談下さい。

### 3. 申請資格要件に係る特例措置

被災により、事業用自動車が損壊又は流出する等、申請資格要件の5両を下回った事業所については、申請資格要件「配置する事業用自動車の数が5両以上であること。」について、本適用は除外されます。

## 4. 評価項目に係る特例措置

### 1. 安全性に対する法令の遵守状況(配点40点)

#### (1)中項目1から5(地方実施機関における巡回指導結果)について

更新申請A方式またはB方式を選択した場合であって、被災により巡回指導の実施が困難な場合については、前回評価以降の直近の巡回指導結果を点数化し、評価を実施します。

#### (2)中項目6(運輸安全マネジメント取組事項)について

被災により関係資料を滅失している場合は、罹災前の取組状況を記載した書面(自認書)等で提出された資料により評価を実施します。

### 2. 事故や違反の状況(配点40点)

事故や違反の状況については、通常通りの評価を実施します。

### 3. 安全性に対する取組の積極性(配点20点)

被災により関係資料を滅失している場合は、罹災前の取組状況を記載した書面(自認書)等で提出された資料により評価を実施します。

なお、基準点数は前回評価時の基準点数が適用されます。(平成23年度より実施の基準点数12点は当てはまりません。)

## 5. 提出書類

申請には、以下の書類の提出が必要となります。

- ① 安全性評価申請書(第6号様式)
- ② 地方自治体が発行する罹災証明書又は地方実施機関が発行する証明書類
- ③ 安全性に対する取組状況についての自認書(第2号様式)及びその取り組みを証する書類(自認書等でも可) ※更新A方式、C方式、D方式を選択した場合に限ります。
- ④ 運輸安全マネジメント取組状況についての自認書(第10号様式)及びその取り組みを証する書類(自認書等でも可) ※更新A方式、B方式を選択した場合に限ります。
- ⑤ 役職員名簿(第2号の2様式) ※更新A方式、C方式、D方式を選択した場合に限ります。
- ⑥ 自動車事故報告書の写し及び事故に関する関連資料 ※該当する事業所に限ります。  
被災により関係資料を滅失している場合は、当該事故に係る内容を記載した書面(自認書等)による提出で構いません。

## 6. その他

今回、新規申請を希望する事業所については、本特例措置の対象とはなりません。

お問い合わせは、

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関  
社団法人 全日本トラック協会 適正化事業部 (TEL:03-5323-7245)

又は

所属の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(都道府県トラック協会) へお問い合わせ下さい。